



な は り

2020 SEPTEMBER

9

NO.332

奈半利町ホームページ <http://www.town.nahari.kochi.jp/>



琵琶ヶ滝

● 町のニュース

● 国際交流員

● 議会だより Vol.170

● お知らせ

● ヘルスメイト ほか



人 口 / 3,120 人

男 / 1,460 人 女 / 1,660 人 世帯数 / 1,680 戸

令和2年7月31日現在



イサキの稚魚放流

「協働の海づくり事業 イサキの稚魚放流」が去る8月20日に奈半利港と加領郷漁港で行われました。

本町では水産資源が年々減少傾向にあり、それに伴い漁獲量も減少しています。稚魚を放流することにより水産資源を保全し、獲る漁業から育てる漁業を推進しています。

そのような中、環境先進企業であるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社がその取り組みに賛同くださり、平成30年9月に、本町、同社及び高知県の3者で「奈半利町海の保全活動パートナーズ協定」を結びました。協定に基づき、本町は稚魚の購入費の一部について同社から協賛金を受けています。

その活動の一環として、同社及び県の立ち会いのもと、奈半利港で体長4cmほどのイサキの稚魚計約4万尾の放流を行いました。子どもたちに自然に親しみ海や魚を大切にする心を育むことを目的に、今年は認定こども園なは

大きくなってね



当日は、室戸漁業指導所、奈半利町漁業協同組合、認定こども園なはりの先生方及び送迎バス運転手の方々にご協力をいただきました。ありがとうございました。

りの年中・年長児の皆さんも一緒に放流しました。まずはじめに、室戸漁業指導所が自作の道具を使って魚についての分かりやすく楽しいお話を子どもたちにしていただきました。それを聞いた後、子どもたちはバケツの中の稚魚に「大きくなってね」と優しく声をかけながら放流していました。



稚魚を釣り上げられた方は、海へ戻して下さるようお願いいたします。

災害時要配慮者避難訓練の実施

令和2年7月18日(土) 奈半利町法恩寺地区自主防災組織と地区住民で災害時要配慮者避難訓練を行いました。

昨年に引き続き、南海トラフ地震による津波の発生を想定し、避難に配慮が必要な方にリヤカーや車いす、担架を使った支援や、杖歩行での移動の方を見守りながら避難支援を行い、津波到達時間内に避難が完了できるか確認をするというものでした。

法恩寺地区では、昨年に要配慮者の見守りマップを作成したので、今回は、その避難路を通り安全に避難支援ができるかどうかの確認のために訓練を実施しました。3コースの避難路に分か



れ、八幡様を目指しましたが、声を掛け合い、15分ほどの所要時間で避難を完了することができました。訓練では、車いすに持ち手を取り付けてリヤカーのように運べる用具や座ったままで運べる担架なども試してみました。避難路は坂や階段があるため、車いすでの支援も重労働です。道具を活用することで、移動支援も楽に行うことができました。

自主防災組織のメンバーからは避難路のことや一次避難場所の備蓄物の検討など、様々な意見が聞かれました。実際にやってみることで現状の把握ができ、課題について話し合うこともできました。参加者からは、「自分たちで逃げられるように体力がいることもやってみてよくわかった」と集会所での百歳体操にみんなで参加しようと思いを掛け合って参加人数も増えています。



災害時避難行動要支援者名簿を作成しています

奈半利町では、災害時における避難支援や安否確認などに活用するため、避難行動要支援者の名簿作成に取り組んでいます。

対象は、在宅の方で、介護保険認定で要介護3以上の方、障害者、高齢者のみの世帯、妊産婦、乳幼児等で支援を要する方です。

登録がお済みでない方は、申請書を後日、郵送しますので提出をお願いいたします。

お問い合わせ 奈半利町役場住民福祉課 電話 0887-38-8181



☆ テキサス州のカウボーイ☆



ナバロ・アラン・ブライス



(揚げたチーズケーキ)
もたれそうだね!

私は日本人と初対面で自己紹介を交わす時、テキサス出身だと言ったらよくカウボーイについて聞かれます。実は私、都会の近くで育てられ、馬に乗ったことすらないのです。一方、カウボーイがテキサスにいないというわけでもありません。アメリカの畜産業界でカウボーイという歴史的な職業は、今でも生きています。さらに、カウボーイの歴史や文化を祝うために行われている祭りみたいな行事があります。今回はその行事、いわゆるロデオをちょっと紹介したいと思います!

テキサスのロデオのメインイベントは馬術の競争です。競技は一般的に二種類あり、その総称はラフストックとタイム・イベントと呼ばれます。ラフストックというのは暴れている牡牛や馬に乗る競技です。参加者は 8 秒以上乗り切ると合格とされ、騎手の乗り方が採点されます。タイムイベントというのはロープを使う競技です。馬の上に乗りながら、カウボーイが逃げようとする子牛の首にロープをひっかけて地面に倒すまでの時間を争う競技です。

よくロデオの馬術の競争と共に行われているのはカーニバルです。そこでいろんな食べ物を食べたり、観覧車等の乗り物に乗ったりします。特に有名な食べ物は揚げ物です。揚げたソーセージ、揚げたアイスもあります。信じられないかもしれませんが、揚げたチーズケーキや揚げたバターも食べられています!ビックリするでしょう!心臓によくなさそうだね!



ラフストックのイベント



Black Lives Matter運動

エイムス・メロディ・リサ

外国語指導助手

高知の人は車やタクシー、バスや電車でよく県内を移動します。ロサンゼルスにもタクシーやバス、地域によっては電車もありますが、大体の人は車を持っていて車で移動します。そのせいでロサンゼルス的高速道路はいつも渋滞していて、交通事故が多いです。高速道路はよく使われ、午前8時頃と午後4時頃にすごく混みます。私たちは高速道路で約2時間渋滞することを予想して、早めに出発します。ロサンゼルスにある高速道路、サンディエゴ・フリーウェイ405は渋滞することで有名です。

アメリカにはUber (ウーバー) や Lift (リフト) という配車アプリがあります。タクシーのようにお金を払えば、一般の人が自分の車を使って目的地まで乗せていってくれます。Uber (ウーバー) や Lift (リフト) を呼ぶときはアプリを使い、目的地、人数を入れると、待ち時間と値段と運転手の情報が送られてきます。支払いはアプリで登録したクレジットカードから引かれるのでとても便利です。また、料金はすごく安いので、飲みに行くときや長い運転をしたくないときにすぐ使えます。

また Bird (バード) と Lime (ライム) というアプリもあり、これは電動スクーターを町中に置いていて、Uber (ウーバー) や Lift (リフト) のようにアプリで予約し、お金を払うとすぐ使えます。目的地に着いたら、その場所に置いておけば近くにいる人が予約し使うことができます。ロサンゼルスに行くことがあれば使ってみてください!



新型コロナウイルス感染症の影響により
収入が減少している方へ
国民年金保険料免除
の申請ができます

簡易な所得見込額の手続により、
申請が可能となりました。

手続の方法や申請書等は、
日本年金機構ホームページに掲載しております。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

郵送による申請をご利用ください

ご相談は「ねんきん加入者ダイヤル」へ

TEL 0570-003-004

050から始まるお電話でおかけになる場合は（東京）03-6630-2525

ねんきん加入者ダイヤルの相談受付時間 8：30～19：00（月～金曜日）
9：30～16：00（第2土曜日）

または、お住まいの市区役所・町村役場やお近くの年金事務所へ
お気軽にお問い合わせください。



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare



日本年金機構
Japan Pension Service

2004 1016 105

知っていますか？ 国民年金保険料の免除制度

保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により保険料を納めることが難しくなることもあります。

また、保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

経済的な理由により、保険料を納めることができない場合は、保険料を「**全額免除**」または「**一部免除**」する制度があります。

※免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に含まれます。

全額免除…保険料の全額を免除

一部免除…保険料の一部を免除 (4分の3免除・半額免除・4分の1免除)

●免除が承認された場合の免除額と保険料

【令和2年度の月額保険料】

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	16,540円	12,400円	8,270円	4,130円
保険料	0円	4,140円*	8,270円*	12,410円*

※免除が承認された場合の保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますのでご注意ください。

免除を受けるための条件を確認してください

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得※が、一定の金額以下であれば、申請者本人が免除を受けることができます。

※ 例：令和元年7月～令和2年6月の保険料は平成30年中の所得で、審査を行います。

申請をしてください

申請する場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」(申請書は各窓口、日本年金機構ホームページにあります)を、お住まいの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所にご提出ください(郵送も可能です)。

※納付猶予…50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予される制度のことです。

申請できる期間を確認してください

免除の申請は、過去2年(申請月の2年1カ月前の月分)までさかのぼって申請することができます。例えば、平成元年7月に申請する場合は、平成29年6月までさかのぼって申請できます。

詳しくは、お住まいの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所にご相談ください。

ご希望により、毎年の申請が不要になります

全額免除の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き、全額免除の承認を希望する場合には、申請が不要になります。

ただし、失業等を理由とした特例による免除承認であった場合には、翌年度も申請書の提出が必要です。

※審査は、住民税の申告内容をもとに行いますので、所得の申告を忘れずに行ってください。

将来の年金受取額を増やすために 免除された国民年金保険料の「追納制度」があります

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間がある場合には、国民年金保険料を全額納付したときに比べ、下記のように将来受け取る老齢基礎年金が少なくなります。

【令和2年4月分からの年金額計算方法】

全額 納付済 月数	全額免除 月数 × 4/8	4分の1 納付月数 × 5/8	半額 納付月数 × 6/8	4分の3 納付月数 × 7/8
-----------------	------------------------	--------------------------	------------------------	--------------------------

$$781,700円 \times \frac{\text{40年(加入可能年数)} \times 12}{\text{全額納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{4}{8} + \text{4分の1納付月数} \times \frac{5}{8} + \text{半額納付月数} \times \frac{6}{8} + \text{4分の3納付月数} \times \frac{7}{8}}$$

※全額免除の承認期間が2年間ある場合、年金額は年額19,500円程度少なくなります。

※平成21年3月以前の免除期間は、割合が異なります。

上記のような減額された年金受取額を補うために、国民年金保険料の「追納制度」があります。「追納制度」とは、免除の承認を受けた期間の保険料について、10年以内であれば、過去10年にさかのぼって納めることができるという制度です。

例えば、令和元年7月に追納する場合は、平成21年7月分以降の期間が追納できます。追納した期間の保険料は「全額納付」として算定されます。

追納を行う場合は、お申し込みが必要です。詳しくは、年金事務所にご相談ください。

※免除等の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

※老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。

⚠ 付加年金・国民年金基金に加入している方はご注意ください

全額免除または一部免除が承認されると、付加年金および国民年金基金はご利用できません。また、付加年金および国民年金基金は、さかのぼっての加入ができません。

産前産後期間の保険料免除制度があります

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が平成31年4月から開始されました。産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます

「免除」、「追納」及び「産前産後免除」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索



日本年金機構
Japan Pension Service

2004 1016 017

地域で支え合う仕組みを！ 中芸における介護サービスの現状を知ろう

ー中芸広域連合介護サービス課ー

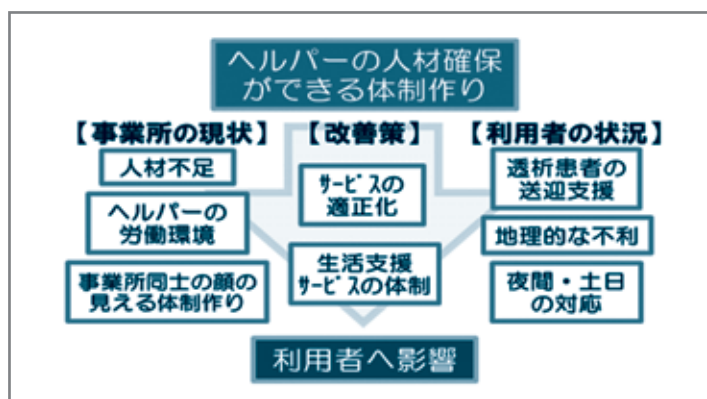
2年前より、ケアマネージャー（介護支援専門員）さんとの定例会で、「ヘルパーさんが足りない!」「なり手がいない」などの深刻な危機迫る声が上がりました。そこで、平成30年度より、中芸地域にある4つの訪問介護事業所の実態を把握し、事業所との話し合いを重ねてきました。課題解決に向けた取り組みについて、提案をさせていただきます。

1. 訪問介護事業所（ヘルパー）の現状把握

①現状調査（平成30年6月期の実績より）

- 従事者数（H30.6月） 中芸管内 4 事業所 38人の従事者（その内、常勤18人）
- サービス利用者数 228件（その内、中芸5カ町村の利用者190件）
- 利用状況 1カ月の190件の利用者回数は2,342回
⇒ このうち7割以上が生活援助、身体介護25%
- 生活援助の44%は、ヘルパー以外の形態でサービス提供可と回答あり

②訪問介護事業所との 話し合いの結果



2. 課題解決に向けた取り組みの提案

【取り組み その1】 中芸の事業所同士のネットワークの構築

令和2年度において中芸みんなで支え合える医療・介護の体制づくりを目指して、中芸の全事業所を対象に、「協議会」を立ち上げ、今後において腰痛調査やストレスチェックの結果共有をはじめ、中芸の現状と課題等を住民の皆さんと一緒に共有できる場として、地域セミナーを開催するなど、「人材確保」に加え「人材育成」や「労働安全」といった視点も含めた取り組みを進めていく計画です。

【取り組み その2】 「ヘルパーでなくてもできる生活援助を地域が支える!」

ー地域の皆さんと一緒に、支え合いのしくみを創っていきませんか

ヘルパーさんたちの業務の現状から、ヘルパーさんたちは、現在行っている生活援助サービスの44%が「ヘルパー以外の形態でサービス提供でもできる」と答えられました。

昨年度末に、住民の皆様方に次期介護保険事業計画の策定のためにアンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）にご協力いただきました。その結果、「介護の仕事に興味がある」（ごみだし、買い物、掃除、受診同行等の支援）と、約50人の方々の回答がありました。

中芸広域連合と中芸5カ町村では、「ヘルパーでなくてもできる生活援助を地域が支える!」という部分について、本格的な取り組みを進めていきたいと考えております。

3. 「介護に関する入門的研修」の開催:まずは一緒に、介護について、勉強しませんか?

開催日時: 令和2年10月5日(月)、6日(火)、15日(木)、16日(金)

開催場所: 田野町ふれあいセンター

内 容: 介護に関する基礎知識から基本的な介護の方法、障がいや認知症の理解等

参加者数: 30～50人程度

開催主催: 公益財団法人介護労働安定センター高知支部・高知県

共 催: 中芸広域連合介護サービス課

お申し込み・お問い合わせ: 中芸広域連合介護サービス課(電話: 0887-32-1165)

6月定例会は、6月10日に開会、町長からの行政報告の後、報告案件2件、条例案件4件、人事案件12件、予算案件3件、その他の案件2件を原案通り承認、可決、12日に閉会した。一般質問には2人が登壇し、ふるさと応援基金の問題について執行部の考えを質した。

議会だより

VOL.170

主な行政報告（要旨）

○新型コロナウイルス感染症拡大防止策及び対策事業

（1）「特別定額給付金」及び「子育て世帯への臨時特別給付金」について

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の家計支援策として、全世帯を対象とした「特別定額給付金（10万円）」と児童手当（本則給付）を受給する世帯を対象とした「子育て世帯への臨時特別給付金（1万円）」が支給されることとなった。

町では「特別定額給付金」事務について、休日に発送準備や申請受付を行うなど担当課以外の職員も協力して取り組み、5

月7日に申請書を発送し5月20日に給付を開始、6月3日現在で1、607世帯（95.8%）が給付決定となっている。

引き続き「特別定額給付金」の給付を希望されている方が未申請となることのないように周知を図る。

（2）「奈半利町事業者緊急支援給付金」について

令和2年5月15日に奈半利町事業者緊急支援給付金交付要綱の公布を行い、同日から交付申請の受付を開始した。

当該給付金は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事業所の存続が困難な事業者に対し、事業の継続及び雇用の維持を図ることを目的としており、

事業全般に広く使える給付金となっている。

申請受付状況等は、6月3日現在で30件の申請書提出があり、給付決定総額は615万円となっている。

（3）教育関係について

（小中学校について）

小中学校は、4月16日に国の緊急事態宣言の対象地域拡大措置を受け、県教育委員会からの要請もあり、児童生徒の安全性の確保のため、4月21日から5月8日まで臨時休業措置とした。

5月11日からは、県教育委員会から示された「臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方」に基づき、毎朝の検温及び風邪症状の確認、手洗いやマスクの着用、教室等のこまめな換気や消毒液での清掃等の感染防止対策を取りながら、小中学校を再開している。

（認定こども園業務について）

認定こども園は、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであり、また国から開

園の要請等もあったため、小中学校の臨時休業期間中においても保護者から要望のあった園児を対象に、感染防止対策を取りながら開園した。

（4）税務関係について

徴収の猶予制度の特例により、収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例が創設されており、町広報などを通じて周知していく。

○令和元年度の決算見込み

令和元年度の一般会計及び特別会計の収支の状況は、5月29日の出納閉鎖後、計数の整理をした結果、一般会計では、歳入総額45億1、673万円、歳出総額43億8、670万円で、翌年度に繰り越すべき財源9、274万円を差し引き、実質収支額は3、728万円となる見込みである。

簡易水道事業特別会計では、歳入総額1億2、488万円、歳出総額1億2、267万円で、実質収支額は220万円、

また漁業集落排水事業特別会計では、歳入総額2、194万円、歳出総額1、965万円で、実質収支額228万円となる見込みである。

国民健康保険事業特別会計では、歳入総額5億4、914万円、歳出総額5億4、410万円で、実質収支額は504万円、また後期高齢者医療特別会計では、歳入総額6、551万円、歳出総額6、507万円で、実質収支額は44万円となる見込みである。

このほか町営工事の進捗状況、奈半利小学校改修工事、中芸広域連合の取り組みについての報告が行われた。

案件

◆報告

○令和元年度奈半利町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和元年度一般会計の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しを行った。

繰越総額は、5億470万円で、歳入の主なものは、国県支出金1億6、886万円、町債2億4、310万円であり、歳出の主なものは、土木費2億4、188万円、消防費1億1、811万円。

○令和元年度奈半利町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

令和元年度簡水会計の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しを行った。

繰越総額は、3、103万円で、歳入については、町債1、470万円、その他の財源1、

◆承認

633万円であり、歳出については、衛生費3、103万円。

○令和2年度奈半利町一般会計補正予算第3号の専決処分の承認を求めることについて

ふるさと納税に関する第三者委員会の設置に伴う経費の追加を行ったもの。

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に、8万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億8、406万円と定めるもの。

歳入については、繰入金8万円を追加するもので、歳出については、総務費8万円を追加するもの。

(可決・賛成者全員)

○奈半利町農業委員会における認定農業者等の過半数要件について

農業委員会において過半数を占めることを必要とする認定農業者等の数が不足するため、

「認定農業者に準ずる者」を含めて過半数とすることについて、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項第1号の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

(可決・賛成者多数)

◆同意

○農業委員会委員の任命について

奈半利町農業委員会の委員の任命について、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるもの。

農業委員に任命された方は以下のとおり(敬称略)

奈半利町乙1360番地4

安岡 初恵

奈半利町乙1765番地4

和田 守男

奈半利町甲2416番地

近森 茂

奈半利町乙4631番地2

坂本 年男

奈半利町甲1903番地

安岡 敏伸

奈半利町乙2612番地

岸上 重雄

奈半利町乙1180番地

竹崎 稔

奈半利町乙2591番地

津田 修行

奈半利町乙261番地3

山本 克彦

奈半利町甲663番地

増岡 正文

奈半利町乙2904番地4

林田 耕一

奈半利町乙1764番地

大寺 秀人

◆条例

○奈半利町国民健康保険条例の一部を改正する条例

給与等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルスに感染したと、または、感染が疑われる症状により療養するため仕事を欠勤し、給与等の全部、または、一部を受けることができなくなったときに、傷病手当金を支給するため、条例の一部を改正するもの。

(可決・賛成者全員)

○奈半利町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

52万円を追加し、歳出の主なものは、保健事業費332万円を追加するもの。
(可決・賛成者全員)

給与等の支払いを受けている後期高齢者医療の被保険者が、新型コロナウイルスに感染したこと、または、感染が疑われる症状により療養するため仕事を欠勤し、給与等の全部、または、一部を受けることができなくなったときに、高知県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金を支給するに当たり、その事務の一部を町において行つため、条例の一部を改正するもの。

○令和2年度奈半利町一般会計補正予算第4号
既定の歳入歳出予算の総額に1、979万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ410、386万円と定めるもの。
歳入の主なものは、国庫支出金1、825万円を追加するもので、歳出の主なものは、民生費786万円、教育費1、581万円を追加し、総務費574万円を減額するもの。
(可決・賛成者多数)

◆予算

○令和2年度奈半利町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号

既定の歳入歳出予算の総額に421万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ5億6、741万円と定めるもの。

歳入の主なものは、繰入金3

令和2年奈半利町議会
第1回臨時会

(5月15日)

◆承認

○令和元年度奈半利町簡易水道事業特別会計補正予算第4号の専決処分の承認を求めることについて

既定の歳入歳出予算の総額から333万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5、657万円と定めるもの。
歳入の主なものは、町債250万円を減額するもので、歳出では、衛生費333万円を減額するもの。
(可決・賛成者全員)

○令和元年度奈半利町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号の専決処分の承認を求めることについて

既定の歳入歳出予算の総額に44万円を追加し、歳入歳出予算

の総額をそれぞれ6、545万円と定めるもの。
歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料46万円を追加するもので、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金189万円を追加するもの。
(可決・賛成者全員)

○令和元年度奈半利町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号の専決処分の承認を求めることについて

既定の歳入歳出予算の総額から2、401万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54、934万円と定めるもの。
歳入の主なものは、国民健康保険税21万円を追加し、県支出金2、132万円、繰入金207万円を減額するもので、歳出の主なものは、保険給付費2、076万円、保健事業費258万円を減額するもの。
(可決・賛成者全員)

○令和元年度奈半利町一般会計補正予算第6号の専決処分の承認を求めることについて

既定の歳入歳出予算の総額に

既定の歳入歳出予算の総額から1、072万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億8、688万円と定めるもの。
歳入の主なものは、県支出金174万円、寄付金1、789万円を追加し、地方交付税452万円、国庫支出金445万円を減額するもので、歳出の主なものは、諸支出金6、313万円を追加し、総務費1、857万円、民生費1、428万円を減額するもの。
(可決・賛成者全員)

○令和2年度奈半利町一般会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めることについて

既定の歳入歳出予算の総額に、3億1、810万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億5、010万円と定めるもの。
歳入の主なものは、国庫支出金3億1、810万円を追加するもので、歳出の主なものは、総務費3億1、810万円を追加するもの。
(可決・賛成者全員)

○奈半利町税条例の一部を改正
する条例の専決処分の承認を
求めることについて

主な改正点は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とすること、元号等の法改正に伴う規定の整備を行うもの。

(可決・賛成者全員)

○奈半利町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

主な改正点は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと5割軽減・2割軽減の基準の見直しを行うもの。

(可決・賛成者全員)

◆条例

○特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和2年3月31日付で懲戒免職処分とした職員の不祥事により、被害者の方をはじめ、町民のみなさまに多大なご迷惑とご心配をかけたことについて、特別職3人が自らを罰するために必要な条例の一部を改正するもの。

(可決・賛成者全員)

◆予算

○令和2年度奈半利町一般会計補正予算第2号

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、国の子育て世帯臨時特別給付金事業、県の休業等要請協力金事業、町独自で行う奈半利町事業者緊急支援給付金事業に対応することが主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、3、388万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億8、398万円と定めるもの。

歳入の主なものは、国庫支出金748万円、繰入金2、600万円を追加するもので、歳出の主なものは、民生費298万

円、商工費3、050万円を追加するもの。

◆発議

○ふるさと応援基金事業に関する不正問題調査特別委員会の設置について

ふるさと応援基金事業に関し

委員会調査活動報告

ふるさと応援基金事業に関する不正問題調査特別委員会

○第1回（5月22日）

調査権限は地方自治法第98条第1項に基づくものであることや、調査の目的は国・県への虚偽申請をしたとされる問題の事実関係を明らかにし、再発防止を図るためであること、その他、参考人の出頭要請、資料提

て、国に対し虚偽の許可申請をしたとされる問題について、検証・調査等を行い、再発防止につなげることや、町民への説明責任を果たし、信頼回復に資することを目的とし、奈半利町議会委員会条例第5条に基づき特別委員会の設置を提案するもの。

(可決・賛成者全員)

た。一部の返礼品については、法施行以前にも不適切であるとの指摘を受けていたが、在庫があるなどの理由で発送を続けていたようである。また、国への虚偽申請について、実際の返礼割合が申請内容と大きくかけ離れた返礼品について、経緯の説明を受けたのち、次回委員会へより詳細な資料の提出を求めた。

○第3回（7月2日）

国への虚偽申請とされている平成31年4月の申請書には奈半利町処務規程に定められている決裁印が押印されていない。このことについては、当時の担当者が処務規定に違反して、国へ提出したものであるとの総務課長の見解であった。また、返礼品業者からの請求書等の提出を受けたが、原本は警察に押収されており、確認ができない状況である。返却され次第委員会への提出を要請した。

次回委員会へふるさと応援基金等に関する出納簿の提出、説明員として、なはりの郷事務局長及び集出荷センター担当者の出席要請をすることとした。

○第2回（6月19日）

令和元年の法施行以前と以降についての町の対応を調査し

○第4回（7月17日）

なはりの郷では、平成30年8月から平成31年3月までの間、業者から返礼品の金額を操作した請求書を受理しているが、当時の役場担当者から、請求書の記載の仕方が変わったので、受理・支払いをするよう指示があったとのことである。また、主に返礼品として野菜を扱っている集出荷センターについても、同様に当時の役場担当者から指示があったとのことである。

次回委員会開催へ向け、質問内容等の整理のため全員協議会を開催することを確認した。

議会運営委員会

（6月5日）

○令和2年第2回定例会会期に

ついで

第2回議会定例会の会期について、5日に委員会を開催した。本定例会に付議される案件は、報告2件、承認2件、条例案件3件、人事案件12件、予算

案件2件、その他の案件2件、そして一般質問の通告が2件であり、これらの審議を行うための会期を6月10日から12日までの3日間と定めた。

総務民生・地域振興 合同常任委員会

（5月11日）

○新型コロナウイルス感染症対策事業について

奈半利町事業者緊急支援給付金について調査を行った。3月から5月にかけての売り上げが、昨年より減少している事業者に対して支援を行う町単独の給付金であるが、対象事業者の拡充や、個人への支援についても検討するよう要請を行った。



米ヶ岡道路工事

地域振興常任委員会

（4月10日）

○ふるさと納税について

ふるさと納税の返礼品業者について調査を行った。返礼品となる地場産品の考え方等の調査を行い、県の地場産品であるマグロ、カツオ等の取り扱いにつ

いて説明を受けた。また、返礼品業者、なはりの郷、役場間でのスキームを見直し、返礼率等について複数の目でチェックができる体制の整備について説明を受けた。今後より一層のチェック体制の整備をはかるよう、協議・要請を行った。

○工事発注状況について

本年度の工事進捗状況について調査を行った。公共土木工事、農業土木工事及び水道工事について、本年度の施工計画の説明を受け、米ヶ岡地区の道路工事の現地調査を行った。

広報編集特別委員会

（4月9日）

令和2年5月広報（議会だより）の編集・校正を行った。

議会を傍聴してみませんか！

どのように会議を行っているのか、直接その様子を見たり、聞いたりできます。ぜひ傍聴に足をお運びください。

場所は、役場3階です

詳しくは、議会事務局：☎38-8183まで





山中 茂 議員

ふるさと納税汚職問題の 対応をどうする？

原因究明に取り組み、再発防止策と
信頼回復策を講じていく／濱内総務課長

今度どのような対応を していくのか

問 ふるさと納税事業で奈半利町の職員2人が逮捕された。

それに引き続いて、その1人の方と親族もかわるという贈収賄容疑で逮捕されるという衝撃的な事件が発生した。私たちはもちろん、奈半利町に心を寄せて応援していた全国の寄付者の皆さん、生産者、住民の皆さんが驚き、怒り、悲しみ、奈半利の将来を心配されているところである。ふるさと納税の報道があるたびに心は苦しく、つらい、奈半利町民であることが悲しい、上に立つ者はもっとしゃきつとしてほしいと、厳しい批判の声が寄せられている。汚職に対する怒りと奈半利町の将来を心配していることなどいふふうに考えている。

①奈半利町に思いを寄せ、多くの方々から寄付という形で全国から応援をいただいた。こういった寄付者の方に誠意を持った反省とお詫びが大切である。どのように考え、対応がなされたか。

②なぜ幹部職員がこのような事件を起こしたと考えるか、原因をどのように捉えているか。県内汚

職の過去最高額の事件と報道されている。誰一人、職員の中で気づけなかった、チェック機能はどうであったか。信頼回復と責任をどう考えているか。今後、再発防止対策は。

③事件発生後、ふるさと納税にかかわる雇用は大きく失われ、大変な状況になっている。状況をどのように捉えているか。今後の対策は。

④行政の仕事は住民の福祉増進と暮らしを守るのが仕事だと考える。住民こそ主人公の立場で、多くの職員は一生懸命頑張っている。今の状況が続けば、職員がやる気を失う恐れがある。これは住民にとっては大きな損失である。職員のやる気、熱意を取り戻し、住民の声を聴き、信頼回復のため全力をあげなければならぬ。どのように対応されるか。

⑤人づくり奨学基金給付制度が創設され、大学入学金25万円、短大15万円給付、授業料30万円に高校専攻科授業料30万円が給付されている。

これもふるさと納税寄付によるもので、皆さんから大変喜ばれている。この制度は継続すべきと考えるが、見解は。

原因究明に取り組み、再発防止 策と信頼回復策を講じていく

答 濱内総務課長

当町の職員2人とその親族が逮

捕された。今後の裁判等によりその真相が明らかになり新聞報道による内容が真実であれば、地方自治体としては、その根幹を揺るがすような事態を招いてしまったことについて、町民の皆様及び寄付者の皆様並びに関係各位には、心からお詫びを申し上げるところである。

①どのような対応がなされたか

議会の皆様をはじめ、町民の皆様及び寄付者並びに、関係各位に対して、再三にわたり、直接、あるいはマスメディア、町が開設しているホームページ等を通じて、町長はじめ幹部職員が心よりお詫び申し上げ、徹頭徹尾、謝罪の意を表してきたところである。

②「なぜ幹部職員が事件を起こしたか」

まずは収賄等の事件については、全容解明に向け、司法機関の事情聴取及び証拠物件の提出等、捜査への全面的な協力体制で臨んでおるところである。また、第三者委員会を設置し、検証をしている。ただし、事件の全容の解明及び原因究明に取り組み、再発防止策と信頼回復策を講じていくべきと考えている。

③「事件発生後、雇用が失われた」

ふるさと納税新制度へ移行したなかで、寄付金に対する返礼率の高さで多額の寄付金を集めてきた当町のふるさと納税事業の在り

方、また、今回の一連の騒動に伴う募集停止等、原因についてもしっかりと検証し、対策を講じていくべきであると考えている。

④「行政の仕事は」

法令違反を生じさないために個々の職員の行政倫理の確立と政策立案及び職務遂行能力を強化し、住民から信頼される職員となるように奈半利町職員人材育成基

⑤「奨学金の給付制度の継続は」

答 太田教育長

奈半利町人づくり奨学基金の設置、管理、及び処分に関する条例による給付制度については、平成30年3月にこのふるさと応援基金を活用して、制度の拡充を図っている。

制度の継続については、人づくり奨学基金の残高や、過去3年間の給付実績などから試算すると、来年度から10年間程度継続して奨学金を給付することが可能であると見込んでいる。

この人づくり奨学基金制度は本町の子どものための進学支援や保護者等の経済的支援等に、多大な行政効果を上げてきていると思われるので、現行の奨学基金条例による基金の運用等により奨学金の給付が可能な限り、現行制度を継続していきたいと考えている。

「ふるさと納税問題」 豚肉返礼品率192%の収支は？

寄付金額900万円、調達費1728万円
(他経費504万円)1332万円赤字／濱内総務課長



問 問題発覚から3カ月、この間庁内において再発防止・原因究明等をどのように進めてきたか、具体的に内容と結果を聞く。

答 濱内総務課長

できる限りの対処を講じ、現在も継続している。

事件については全容解明に向け、事情聴取及び証拠物件の提出等捜査への全面協力体制で臨んでいる。内部的には第三者委員会や国、県への提出資料の再検証、返礼事業者への聞き取り確認書の作成等、不十分ではあるかもしれないが、できる限りの対処をし、現在も継続している。

答 竹崎町長

今まで実施してきたことは総括して見直していく。

なはりの郷の運営についても納税をエンジンと考えると歯車が狂ってしまったという部分はかなりある。今後は考え方などを変えて取り組んでいかなければならない時期に来ているという感覚を私は持っている。

問 なはりの郷に返礼品業務を町から委託し、虚偽問題の中で豚肉加工品の返礼率と寄付総額、またその他の商品に問題はなかったの

か聞く。

答 濱内総務課長

調査報告資料の中では豚肉加工品が含まれると思われる返礼品が13品目ある。

時期には若干の差異があるが、平成30年11月～31年3月までの上位100品目の調査結果最大で192%、最小で60%である。最大の品で寄付金額(5カ月)900万円、調達費用1728万円、返礼率最小の60%で寄付金額280万円、調達費168万円と推察される。豚肉加工品の調達については、事件の核心に触れる部分となることから、司法機関の捜査により明確になるであろうこと、また町の調査も含め情報は開示してゆく。

問 国に虚偽申請を出したという問題で、元課長補佐からの提案で説明を受けた承したといわれているが、提案の内容を二人で受けたのか、または他の幹部や職員は同席しなかったのか？虚偽の部分では重要な部分であり明確な答弁を伺う。

答 濱内総務課長

元課長補佐の提案をどのような状況で受けたかについては、詳細が定かではないが、元課長補佐と

町長が直接やり取りをしたものと承知している。しかしながら、当時の担当課である地域振興課長においては、元課長補佐が国、県に相談したうえでこのことで、妥当性があるものとしての理解をしていたとのことである。

問 国に出す申請の重要な書類である。二人で了承、承諾したことが第一の間違いであり、他の幹部職員等が同席していたならば、この問題は起きなかったかとも思うが？

答 竹崎町長

結果的に了承はしたが、問題の文書は後に警察の事情聴取において示され確認したということであり、やはり納入業者への急激な影響をさせたかった、そういう思いだった。

問 納入業者への影響が大きく出ている。今後、どのような対応を考えているのか伺う。

答 竹崎町長

今までのふるさと納税のあり方、一連の騒動に伴う募集停止等、原因を検証し、対策を講じながら通販サイトへの誘導と充実、物産館での直販、県内、県外への

市場ルートに乗せる等を基本とし、様々な支援を地道に実施してゆく。

問 再度伺うが、住民説明会を開く予定はないか？

答 竹崎町長

総括という意味においては、住民説明会になるのかということとは確約は難しいが、一定住民の対しての情報開示と説明はしていかなければとは思っている。

問 代表監査委員に伺うが、すべての根拠は公金のずさんな管理が起因である。非違、違法性、妥当性を指摘し公正、効率的な運営を確保できるか指導する責任を放棄していたとも言えるが見解を伺う。

答 浜中代表監査委員

指摘の納税に係る監査だが、各課にわたる幅広い監査と同様に例月・定期・決算審査を実施し、2月の定期監査時には梱包手数料の根拠が分かるものに改善するよう指摘もした。常に公正不変の態度を保持し監査をしてきたが、ふるさと納税に係る不正な行為が公表されるまで察知することができず、非常に残念な気持ちである。

40歳～74歳の奈半利町国保に加入の皆さまへ

特定健診・がん検診を 受診しましょう

■特定健診とは…

この健診は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とその予備群の人を見つけ、生活習慣病を予防するための健診です（結果に応じて特定保健指導を行い疾病予防に努めます）。

▼対象者

・奈半利町国民健康保険（国保）に加入している40～74歳の人

※本年度中に40歳に到達する人（昭和55年4月1日～56年3月31日生まれの人）も対象となります。

▼必須検査項目

- ①問診
- ②身長・体重・腹囲測定
- ③血圧測定
- ④肝機能検査
- ⑤血中脂質検査
- ⑥血糖検査
- ⑦尿検査
- ⑧視診・聴診・触診

犬（ケン） 犬（ケン）
犬（ケン） 犬（ケン）



健康づくり声かけ隊長
古江掛増代



●特定健診実施について

8月3日・4日に奈半利町保健センターにおいて特定健診が行われました。

受診者は2日合わせて202人と多くの方に受診していただきました。

今回の特定健診は11月29日（日）です。まだ受診していない方は受診をし、自分の健康状態を把握しましょう。

■集団健診

◆とき

11月29日（日）※午前のみ

◆ところ

奈半利町保健センター

◆中芸5力町村ごこの健診会場でも受診できますので、健康カレンダーをご確認ください。

※事前に申し込みをお願いします。

■個別健診

◆とき

希望する時期に受診できます。

◆ところ

県内の登録医療機関で受診できます。

※医療機関での受診に際しては、予約等が必要な場合があります。

※詳細は役場住民福祉課までお問い合わせください。

◆持ち物

- ①保険証
- ②受診券

★より多くの人に

健診を受けていただくために

特定健診を申し込みされていない人を対象に、電話や訪問によるご案内をさせていただきます。

★75歳以上の人へ

対象者の方へ、水色の封筒で後期高齢者医療制度による健康診査の受診券と案内が届きます。

★国保以外の保険に

加入している人へ

特定健診・特定保健指導は、各医療保険者に義務付けられています。

受診を希望する人は、加入している医療保険者にお問い合わせください。

★隔年受診者の方へ

今年度は隔年受診者（毎年健診を受診していない方）に対して、町の委託する業者（ジェイエムシー株式会社）が、受診意向などについて聞き取りのために訪問させていただく場合があります。

お申し込み・お問い合わせ先

奈半利町役場住民福祉課

☎（38） 8181
☎（38） 4012

マイナンバーカードの 申請はお早めに!

※ポイントの利用時期が近づくとマイナンバーカードの交付申請が混み合い、申請から交付まで通常(1ヶ月)よりも時間を要することが見込まれます。

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん



STEP1
マイナンバーカードを
申請

STEP2
マイナポイントの
予約

STEP3
マイナポイントの
申込み
(2020年7月~)

キャッシュレスでチャージ
または買い物をすると
(2020年9月~)

マイナポイント 25% もらえる!

キャッシュレスで2万円のチャージまたは買い物をすると
1人あたり上限5,000円分のマイナポイントがもらえる



マイナポイント 🔍

たとえば4人家族なら……



マイナポイントの利用イメージ

① 利用先を選択して、
マイナポイントを申込む

マイナポイント申込みページにログインし、
利用するキャッシュレス決済サービスを
選択し、申込む



② チャージなどに対して、
マイナポイントが付与される

キャッシュレス決済サービスに
チャージなどをする事で、
マイナポイントがもらえる



チャージ
↓
マイナポイントが
もらえる

③ 買い物

マイナポイント分も利用して
買い物



※買い物にはマイナンバーカードは使いません

※選択した決済サービスによって利用イメージは異なります

※予算案が今後の国会で成立することが前提

森林所有者の皆さまへ 間伐や造林などに関する支援制度(令和2年度)



1. 施業を集約化し、間伐等を行う場合の補助事業

■造林事業(国庫補助等) 下表以外の作業種…再造林、鳥獣害防止施設、下刈り、森林作業道など

区分	作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
森林環境保全直接支援事業	除伐	11～25年生(除伐)	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上/施行地	30% ※保育間伐Dは25%	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者。 ※施業実施前に「事前計画書」の提出に努めること。	68%
	間伐(保育)	保育間伐A 11～35年生 保育間伐B 36年生～ 保育間伐D 31～60年生	不用木の除去、不良木の淘汰 ※保育間伐Bは、伐採木の平均胸高直径が18cm未満	0.1ha以上/施行地			
	間伐(搬出)	11～60年生 ※森林経営計画に基づく場合は標準伐期齢の2倍以下の林齢	間伐及び伐倒木の搬出集積	0.1ha以上/施行地 ①森林経営計画に基づく場合 森林経営計画ごとに間伐・更新伐の施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m ³ 以上 ②特定間伐等促進計画に基づく場合 集約化実施計画ごとに間伐・更新伐のそれぞれにおいて施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m ³ /ha以上			
	更新伐	31～90年生	伐倒及び伐倒木の搬出集積、植生の更新(天然更新を含む)				
環境林整備事業	間伐(保育)	保育間伐C 11～60年生	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上/施行地		下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①市町村 ②森林整備法人、森林組合、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人等(地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)	72%(保安林または市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林)または県が定めた標準 単価の36%(その他)

■みどりの環境整備交付金(県補助) 造林事業への高上げ(造林事業と合計で概ね90%相当)

作業種	対象林齢	事業内容	補助要件等	補助率
除伐	11～25年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(除伐))への高上げ	造林事業で採択された除伐及び保育間伐(A・B・C・D)とする。	定額 35,000円/ha
間伐(保育)	11～35年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐A))への高上げ		定額 35,000円/ha
	11～45年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐B))への高上げ		定額 30,000円/ha
	31～45年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐D))への高上げ		定額 20,000円/ha(林内整理ありの場合は32,000円)
	11～45年生	造林事業(環境林整備事業(保育間伐C))への高上げ		定額 23,000円/ha

■木材安定供給推進事業(国庫補助) 下表以外の作業種…資源高度利用型施業(一貫作業、鳥獣害防止施設等)、林業専用道(規格相当)、森林作業道など

作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
間伐(搬出)	林齢制限なし	不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒・造材・集材搬出集積、積込・原木仕分け費	0.1ha以上/施行地	30%	【体質強化】 ①体質強化計画に明記された「原木供給計画参画事業実施主体」のうち市町村、森林整備法人等及び選定経営体。 ②同一林班または区域内に森林経営計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を経営計画対象森林とするよう努めること。 【成長産業化】 ①市町村、森林整備法人等及び選定経営体。 ②同一林班または区域内に森林経営計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を経営計画対象森林とするよう努めること。 ③生産基盤強化区域内(除伐・保育間伐は、生産基盤強化区域及びこれに準ずる区域)で実施すること。	定額 350,000円/ha+間接費+搬出材積に応じて76,000円/ha～152,000円/haを加算 搬出材積:50m ³ /ha未満 350,000円/ha+間接費以内 搬出材積:50～70m ³ /ha未満 (350,000円/ha+間接費)+76,000円/ha以内 搬出材積:70m ³ /ha以上 (350,000円/ha+間接費)+152,000円/ha以内
除伐	11～25年生	不用木の除去、不良木の淘汰				定額151,000円/ha+間接費以内
間伐(保育)	26～60年生	不用木の除去、不良木の淘汰		25%		定額141,000円/ha+間接費以内

2. 自分で自分の山を手入れをする場合の補助事業(自伐林家等を含む。)

■緊急間伐総合支援事業(県補助) 下表以外に…路網整備(500～1,500円/㎡)など

作業種	対象林齢	事業名	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
間伐 (保育)	11～60年生	公益林保全整備事業	0.1ha以上／施行地	30%	保安林または市町村森林整備計画に規定する公益的機能が低い森林で集約化が困難な森林。	定額 80,000円／ha
間伐 (搬出)	31～60年生	森林整備支援事業		30%	国庫補助の対象とならない森林。 ※20%の間伐は、高知県小規模林業推進協議会の会員に限定	定額183,000円／ha
				20%		定額122,000円／ha

3. 再造林及び被害防護施設等に対する支援制度

■森林資源再生支援事業(県補助) 造林事業、木材安定供給推進事業への高上げ(造林事業等と合計で概ね90%相当)、林地残材等の運搬に要する経費への支援など

作業種	補助要件等	補助率
再造林	造林事業及び木材安定供給推進事業で採択された人工造林及び附帯施設等整備(鳥獣害防止施設等整備、下刈り(隔年)とする。ただし、シカ被害防護施設については、再造林と一体的に実施するものとする。	コンテナ苗による再造林:県が定めた標準単価の27%以内(補助率68%の場合は合わせて95%) 上記以外の作業種:県が定めた標準単価の22%以内(補助率68%の場合は合わせて90%)
シカ被害防護施設		
下刈り(隔年)		
再造林の推進(林地残材等搬出)	再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等(C材またはD材)を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬	定額 600円/㎡(チップ等端材)

上記は、国及び県の補助事業です。市町村によっては、独自の高上げなどを行っている場合がありますのでご確認ください。

また、事業を実施した場合には、転用制限期間(5年または10年)がありますので、山林を開発、転売、皆伐などを計画する場合は、必ず下記のお問い合わせ先へ連絡してください。

お問い合わせ先

高知県 林業振興・環境部 木材増産推進課(造林・間伐担当) ☎088-821-4602

安芸林業事務所 ☎0887-34-1181 中央東林業事務所 ☎0887-53-0657

嶺北林業振興事務所 ☎0887-82-0162 中央西林業事務所 ☎088-893-3612

須崎林業事務所 ☎0889-42-2371 幡多林業事務所 ☎0880-35-5977



環境林整備事業、みどりの環境整備支援交付金、公益林保全整備事業には、県民の皆さまから預かりした森林環境税が活用されています。

「こうちフォレストスクール2020(高知会場)」受講生募集中!

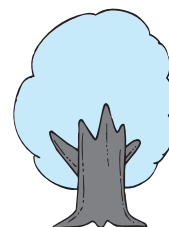
～林業を学び、林業の未来を担う人材を募集します!～

◎「こうちフォレストスクール」とは?

林業の基礎知識や高知県林業の特徴を学べる気軽に参加できる講座(3時間のプログラム)です。
チェーンソー体験や林業に従事されている先輩講師とのトークセッションも実施いたします。

◎こんな方におすすめ!

- ・林業に興味・関心があり、基礎知識や高知県の林業について学びたい
- ・林業の現場で働く先輩と交流したい
- ・林業就業に向けた支援内容や高知県立林業大学校を知りたい など



▽申し込み・詳細はこちら(「こうちフォレストスクール」ホームページ)

<http://www.kochi-forest.com/> 過去の開催実績や参加者の声もご覧いただけます!

◎受講料 無料

◎開催情報(高知会場)

【開催日時】 10月4日(日) 13:30-16:30

【開催場所】 高知県立森林研修センター研修館(香美市土佐山田町大平80番地)
※JR土佐山田駅からの無料送迎あり。

◎プログラム

【テーマ】 高知県の林業の魅力・特徴を理解し、
県内での林業就業に向けたステップを知る

- ①オリエンテーション(高知県林業の概要を知る)
 - ②高知県の林業の特徴
 - ・林業の基礎知識
 - ・林業就業支援の内容紹介
 - ・高知県立林業大学校の紹介
 - ③チェーンソー体験
 - ④先輩林業就業者のトークセッション「高知県の林業の仕事内容と就業に向けた準備」
- ☆個別相談(希望者のみ、オプション)
※プログラムの内容は変更することがあります。予めご了承ください。

◎申し込み締め切り日

開催日の3日前まで

◎お問い合わせ・お申し込み先

〒782-0078 高知県香美市土佐山田町大平80

高知県林業労働力確保支援センター(担当:宮崎)

TEL: 0887-57-0366(月~金 8:30~17:15) FAX: 0887-57-0396

令和2年国勢調査が始まりました



国勢調査 2020



- 国勢調査は、2020(令和2)年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。
- 9月中旬から、調査員がみなさまのお宅を訪問し、調査書類をお配りしています。
- 回答は、できる限りインターネットでお願いします(郵送も可能です)。
- 国勢調査の結果は、高齢者の介護・医療、雇用対策、児童福祉、地域の活性化など、私たちの暮らしのさまざまな分野で役立てられる基礎データになります。
- 国勢調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください。



調査員は「国勢調査員証」を身に着けています。不審に思われた場合には、役場総務課までお問い合わせください。

インターネット回答期間

9/14(月) → 10/7(水)

調査票(紙)での回答期間

10/1(木) → 10/7(水)

国勢調査については、「国勢調査2020総合サイト」で確認してください。

<https://www.kokusei2020.go.jp/>



- コールセンター TEL 0507-07-2020(ナビダイヤル)
TEL 03-6636-9607(一般回線)
- 奈半利町役場総務課 TEL 38-4011

預けて安心!自筆証書遺言書保管制度

「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が平成30年7月に公布され、今年7月10日から、ご自分で作成した大切な遺言書を法務局に保管の申請をすることができるようになりました。

法務局は、保管の申請がされた遺言書については、遺言書が自筆証書遺言の方式に適合しているか否かについて外形的な確認をした上で、原本とデータを保管・管理します。

なお、保管の申請手続等については事前に予約が必要となります。(法務局では遺言の内容についての相談は行っておりません)

「自筆証書遺言書保管制度」の詳しい内容や手続き方法は、法務省ホームページをご覧ください。か、お近くの法務局へお問い合わせください。

■法務局

- 高知地方法務局供託課 TEL 088-822-3331
- 高知地方法務局香美支局 TEL 0887-52-3049
- 高知地方法務局須崎支局 TEL 0889-42-0374
- 高知地方法務局安芸支局 TEL 0887-35-2272
- 高知地方法務局四万十支局 TEL 0880-34-1600

■法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



お知らせ



たいせつなものをまもるために～住宅用火災警報器をつけましょう!～

住宅用火災警報器は古くなると電池切れなどで正常に機能しなくなることがあります。

【設置時期を調べるには】

住宅用火災警報器を設置した時に記入した【設置年月日】または、本体に記載されている【製造年】を確認してください。



住宅用火災警報器の取り付け場所



●詳しく聞きたい方はこちらまで↓↓↓連絡ください！

問い合わせ先 中芸広域連合消防本部 予防係 TEL38-2648

LINEで停電情報をお知らせします



四国電力送配電
LINE公式アカウントの
友だちになる



LINEで友だちになると、設定した
エリアの停電情報を自動でお知らせ！

4
四国エリア
力所まで

状況が変化することに自動でお知らせします。



四国電力送配電では、停電情報をタイムリーにお届けするためのLINE公式アカウントを活用したサービスを配信しています。

登録・利用は無料※ですので、万一来て備えてぜひ、登録してください。

※データ通信料はお客さま負担となります。

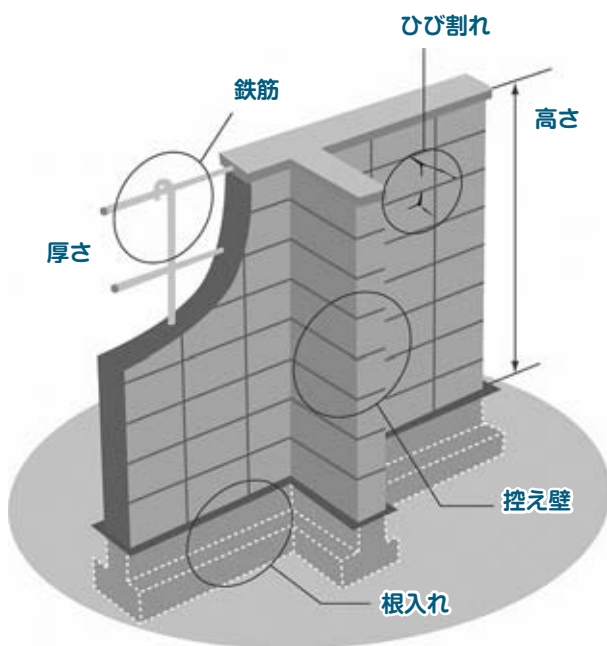
https://www.yonden.co.jp/nw/cnt_line-notice/index.html

ブロック塀を点検しましょう

平成30年6月18日に発生した大阪府北部の地震では、ブロック塀の倒壊による死亡事故がありました。国土交通省において、ブロック塀の安全対策のためのチェックポイントを作成しましたので、塀の所有者はこれを参考に、ブロック塀の安全点検に取り組むようにお願いします。

ブロック塀の点検のチェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。



出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会
2013.1より一部改

□ 1. 塀は高すぎないか

・塀の高さは地盤から2.2m以下か。

□ 2. 塀の厚さは十分か

・塀の厚さは10cm以上か。
(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)

□ 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)

・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの5分の1以上突出した控え壁があるか。

□ 4. 基礎があるか

・コンクリートの基礎があるか。

□ 5. 塀は健全か

・塀に傾き、ひび割れはないか。

□ 6. 塀に鉄筋が入っているか

<専門家に相談しましょう>

・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。
(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。<専門家に相談しましょう>

点検の結果、危険性が確認された場合は、建築士や専門業者に相談し、速やかに付近通行者への注意表示、補修、撤去等の対応をお願いします。

(また、避難路に面した危険性のあるブロック塀の撤去等については、補助制度があります。)



奈半利町 住宅リフォーム緊急支援事業補助金のお知らせ

町民の生活環境の向上を図るとともに定住促進及び地域経済の活性化を目的として、住宅の増改築工事やリフォーム工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。事業内容は、下記のとおりです。

■補助対象者

- ①町内にある住宅を、当該住宅の所有者または相続権者の同意を得て、居住目的に当該住宅の増改築やリフォーム（以下「リフォーム工事」という。）を行う者（奈半利町に住民登録している者に限る）。
- ②居住を目的に町内の中古住宅を購入し、その住宅のリフォーム工事完了後に当町に転入する者。
- ③空家対策としてのリフォームであり、奈半利町空家登録に登録するまたは過去に登録した住宅のリフォーム工事を行う者。

※補助金の交付対象となる者は、町税等町に対する債務を滞納していない世帯の構成員とする。

■補助対象住宅

- ・一戸建て住宅（住宅用の車庫、物置は含まない。）または店舗等併用住宅で住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ床面積の2分の1（住宅用の車庫、物置は含まない。）以上であるもの。

施工業者	補助対象	補助率及び補助金額
○本町に事務所等を有する個人及び法人であること。 （個人で営業を行う大工や左官など含む）	(1)住宅の増築、改築、減築、解体 (2)浴室の改修 (3)台所の改修 (4)トイレの改修 (5)給排水衛生設備工事（配管等） (6)給湯設備工事 (7)換気設備工事 (8)オール電化住宅工事 (9)屋根のふき替え、塗装、防水工事 (10)外壁の張り替え、塗装工事 (11)床、内壁、天井の張り替え等の内装工事 (12)床、内壁、天井、屋根の断熱工事 (13)ふすま、障子、たたみの張り替え工事 (14)雨どいの改修 (15)建具、窓枠、サッシの取替等、改修工事 (16)塀の改修 (17)バリアフリー改修 (18)耐震改修 (19)その他町長が認める工事 ※補助対象外 ・家電製品の購入 ・厨房製品 ・電話／インターネット等設置工事 ・車庫、物置、倉庫等の工事	リフォーム費用（消費税及び地方消費税を含む額）が30万円以上であること。 ・①②の場合 リフォーム費用×20%（1万円未満切捨） ※上限30万円 ・③の場合 リフォーム費用×30%（1万円未満切捨） ※上限40万円 ※①②③とも申請は1回のみ。

※本事業には適用のための条件等がいくつかありますので、補助金の交付を受けようとする方は、事前に奈半利町役場 地域振興課までお問い合わせください。

予防接種に関するお知らせ

1. ロタウイルスワクチンが定期接種になります。

10月1日より、ロタウイルスワクチンが定期接種化され、無料で接種できるようになります。定期接種対象者には、生後2カ月までに個別に詳細をお知らせいたします。

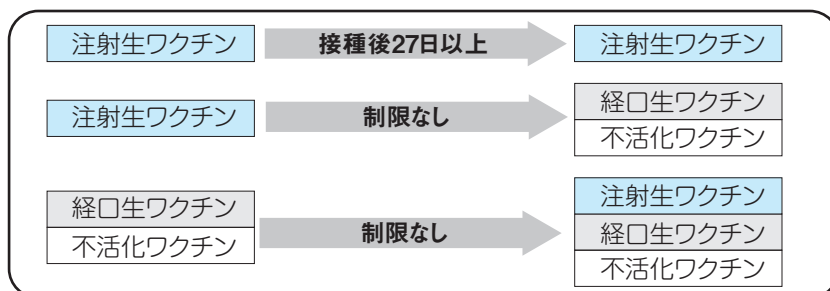
対象者：令和2年8月1日以降生まれで、令和2年10月1日以降に接種する方

2. 異なるワクチン間の接種間隔の制限が、一部緩和されます。

定期接種実施要領の改正に伴い、10月1日から、異なるワクチン間の接種間隔の制限が一部撤廃されることとなりました。

今後は下図のとおり、注射生ワクチンを接種してから、次に注射生ワクチンをうける間隔は27日以上あけることとします。

ただし、同一ワクチンを複数回接種する際の接種間隔の制限は従来どおりとなります。



各ワクチンの分類

- 注射生ワクチン：結核(BCG)、麻しん、風しん、水ぼうそう、おふくかぜ 等
- 経口生ワクチン：ロタウイルス 等
- 不活化ワクチン：ヒブ、小児肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん予防、インフルエンザ 等

予防接種についてご不明な点は、中芸広域連合保健福祉課(電話0887-38-8212)までお問い合わせください。

犬・猫の飼い方マナー・ルールについて

◆誰からも愛されるペットに

飼い主がペットと楽しく暮らしていても、どこかで、誰かに迷惑をかけていたとしたら正しい飼い方とは言えません。

中には動物の嫌いな人、苦手な人、動物にアレルギーを持つ人もいます。そのような人にも動物についてきちんと理解が得られ、人も動物も暮らしやすくなるように、ルールとマナーを守り、最後まで責任を持って飼いましょう。

◆野良猫に餌を与えないで

餌を与えるだけの管理は、飼い主不明の猫が集まり、子猫が生まれ、結果として野良猫が増えてしまいます。そして庭やゴミ荒らし、糞尿などにより近所に迷惑をかけることになります。

住民のすべてが猫好きであるとは限りません。今まで猫に対して特別な感情を持っていなかった人も、猫による被害を受けて嫌いになってしまうこともあります。

最後まで責任を持って飼う意思がないのであれば、野良猫に餌を与えることは絶対にやめてください。

◆糞尿はきちんと処理する

犬を散歩させるときは、自宅で糞尿を済ませてから散歩に出かけましょう。

散歩の途中で排せつした場合は、そのまま放置せず、糞は袋に入れて持ち帰り、尿は水できれいに流しましょう。

猫は自宅室内の決まった場所で排せつするように「しつけ」しましょう。

◆猫は室内で飼育する

交通事故や失踪、望まない妊娠、糞尿などの衛生面、ご近所トラブルなどを防ぐため、自宅屋内で飼うようにしましょう。

◆ペットは捨てない

動物を捨てることは法律で禁止されています。最後まで責任を持って飼い、もし飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。

◆不妊・去勢手術について

子猫が生まれることを望まない場合や、生まれた子猫を飼うことができない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。

～みなさまのご理解とご協力をお願いします～



奈半利町 インフルエンザ予防接種



奈半利町にお住まいの

65歳以上の方は、**自己負担なく**

インフルエンザ予防接種ができます。(1回のみ)

- *60歳～64歳で心臓や腎臓などの内部疾患で障害等1級か同程度として医師の診断で確認できる方も対象となります。
- *免除を受けるためには、**自己負担金免除証明書**が必要です。**接種する前に役場で申請**をしてください。申請には**印鑑**が必要です。



●実施期間：令和2年10月1日～令和2年12月31日

●特に高齢者の方はインフルエンザにかかると重症化しやすい傾向にあります。

奈半利町にお住まいの1歳～64歳の方は、
**インフルエンザ予防接種費用のうち2,000円の
補助が受けられます(1回のみ)。**



- *接種期間：令和2年10月1日～令和2年12月末日（この期間内に接種したものに限りです）
- *インフルエンザ予防接種実施後、領収書(原本)を添えて令和2年3月末までに役場へ補助申請をしてください。
振込先の登録が必要です。通帳、印鑑をお持ちください。
- *領収書には、①接種日②接種者の氏名③医療機関名④医療機関の領収印⑤但し書き「インフルエンザ予防接種代」の記入が必要です。
- *集団生活では、蔓延する前の予防が大切です。



奈半利町住民福祉課 ☎38-8181



インフルエンザ予防接種の注意点

【効果について】

インフルエンザの予防接種を行うことで、重い合併症やインフルエンザで亡くなることを防ぐのに一定の効果が認められています。

ワクチンの免疫効果は、接種後約2週間から約5カ月間とされています。

【副反応について】

ワクチンについては、有効性・安全性を確認してから供給されていますが、接種後、はれたり、熱が出るなどの症状が出ることもあります。

また、まれではありますが、重い副反応を引き起こす可能性もあります。

この点をご理解いただいたうえで、予防接種を受けてくださるよう、お願いいたします。

【健康被害が生じたら…】

予防接種の副反応により健康被害が生じ、予防接種との因果関係を厚生労働大臣が認定した場合には、国による健康被害救済制度を受けることができます。



インフルエンザの感染力は非常に強く、日本では毎年約1千万人、約10人に1人が感染しています。

インフルエンザを予防するために、手洗い・うがい・十分な栄養と睡眠を心がけましょう。

☎お問い合わせ先

中芸広域連合 保健福祉課 38-8212
奈半利町役場 住民福祉課 38-4012

運動教室のご案内

お知らせ

運動が初めての方も大歓迎！
どなたでもお気軽にお申し込ください。

無料 ♪

10月13日 (火)

体組成測定

11月10日 (火)

歩行チェック機

場 所 奈半利町保健センター
時 間 13:30ー15:00(受付13:00ー)
服 装 動きやすい服装・靴・マスク
持ち物 水分補給できるもの

※受付時間に測定を行います。
教室開始30分前までにお越しください。

換気等、感染症対策を実施し、開催します！

※発熱、風邪症状、だるさや息苦しさ、2週間以内に渡航歴がある、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者に接触歴がある方はご遠慮ください。

※年明けにも運動教室を予定しています。

毎回、健康機器 の測定ができます！

体組成測定



身体の部位別の筋肉や脂肪の量など
詳しく体型のチェックができます！
※測定は素足で行います。

宇宙飛行士や
プロ野球選手も使用！

NEW!

歩行チェック機

数m歩くだけで、今の歩き方(姿勢等)を
チェックできます！



要申込

>> 住民福祉課 ☎0887-38-8181

運動教室のご案内



大人気の岡田先生と
運動しよう!



参加者の声

- ★体の痛みがなくなった!
- ★体重が減った!
- ★楽しくて、勉強になりました♪



お問い合わせ先

奈半利町役場 住民福祉課

〒781-6402 奈半利町乙1659-1

☎0887-38-8181

※町が委託するジェイエムシー(株)から案内のお電話をおかけすることがあります。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する規則について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減額に関する規則を制定しました。

この減免規則では下記の①または②の条件に該当する世帯が減免の対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の減少が見込まれ、次のアからウまで全てに該当する世帯
 - ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - イ 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額の合計額が1,000万円以下であること。
 - ウ 減少することが見込まれる世帯に主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免の対象となる国民健康保険税】

減免の対象となる国民健康保険税は平成31(令和元)年度分及び令和2年度分の保険税であり、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものです。

つまり、平成31年度の第8期分と令和2年度の全期が減額の対象となります。

詳しくは総務課へ Tel 0887-38-4011

図書新聞

9月号

奈半利町民会館図書室 奈半利町乙1297-2
OPEN 9時～17時
毎日、お昼の1時間(12時～13時)が閉まっていますので
ご注意ください。



読書の秋がやってまいりました。最近ではコロナ禍により、電子書籍の利用が増えているとのこと。本屋に行かなくても、手元のスマホやパソコンで購入して、画面上で読むことができるんですね。では、高知県には「高知県電子図書館」があるのをご存じですか？オーテピアの共通利用カードをお持ちの方は、簡単な手続きで電子書籍を借りることができますよ！まだ約5千タイトルほどのようですが、料理本や絵本も見ることができます。私も最近登録しました。詳しく知りたい方は、ぜひお気軽にお尋ねください。

第163回

直木賞・少年と犬／馳星周
芥川賞・首里の馬／高山羽根子
・破局／遠野遥

9月入庫予定本

- 小説(単行本)
- 受賞本3冊
 - 法廷遊戯／五十嵐律人
 - そこにはいない男たちについて／井上荒野
 - スキマワラシ／恩田陸
 - 図書館の子／佐々木譲
 - あの日の交換日記／辻堂ゆめ
 - いちねんかん／畠中恵
 - 夢をかなえるゾウへ4／ガネーシャと死神
 - 黒武御神火御殿―三島屋変調百物語六之続
 - 一人称単数／宮部みゆき
 - 村上春樹 などなど

- 小説(文庫本)
- 冷たい檻・祈り他／伊岡 瞬
 - 酔いどれ候シリーズ／稲葉 稔
 - ゴーストハント旧校舍怪談／小野不由美
 - 浪人・岩城藤次シリーズ／小杉健治
 - ハサミ男／殊能将之
 - あつけらかん―よろず相談屋繁盛記／野口 卓
 - 橋廻り同心・平七郎控シリーズ／藤原緋沙子
 - 万能鑑定士Qの事件簿⑥／松岡圭祐
 - ビブリア古書堂の事件手帖2―扉子と空白の時／三上 延
 - おそろし―三島屋変調百物語事始／宮部みゆき
 - ボクたちはみんな大人になれなかった／燃え殻 などなど
 - ペンギンと暮らす／小川糸

- すべて忘れてしまうから／燃え殻
- 疫病2020／門田 隆将
- それでも、素敵な一日／ク 作家
- 「織細さん」の本／武田友紀
- ザ・シークレット／ロンダ・バーン
- 自分の中に毒を持て／岡本太郎
- 反応しない練習／草薙龍瞬
- 誰にも相談できません／高橋源一郎
- 直観力／メンタリストDaigo
- 女帝小池百合子／石井妙子
- 2022年版 資格取り方選び方全ガイド
- 堀の中の事情―刑務所で何が起きているか
- 還暦からの底力―歴史・人・旅に学ぶ生き方
- 岸壁採集―漁港で出会える幼魚たち
- どーんと大迫力！見るだけで目がよくなる魔法の写真

- こども
- ガチ速・脂・ダイエット
 - 海の一流料理人 サンジの満腹ごはん
 - 炎上CMでよみとくジェンダー論 などなど
 - ねこねこ日本史⑧／そにしけんじ
 - なぜ僕らは働くのか池上彰「監修」
 - 知ろう！学ぼう！税金の働きも！とわけてあって絶滅しました。
 - 水族館のサバイバル①
 - スマホで目が疲れているあなたへ がんばらないで目を鍛える！ぐでたま眼トレ
 - ほねほねザウルス(23) まもれ！マンモスたちのだいち
 - 鬼滅の刃 ノベライズ2冊
 - 鬼滅の刃 風の道しるべ ねぐせのしくみ
 - パンどろぼう／柴田ケイコ などなど



高齢者の食育

低栄養予防でいつまでも元気に



低栄養とは食欲の低下、食事の偏りなどが原因で、元気に過ごすための栄養が足りなくなる状態をいいます。加齢に伴い食が細くなり、気づかないうちに低栄養状態になっていることがあります。しっかり食べて低栄養を予防しましょう。

低栄養の目安

BMI
18.5 未満

6 カ月で
2~3 kgの
体重減少がある

血清
アルブミン値
3.5g/dL
以下

低栄養を予防するためのポイント

少しずつでも
1日3食
食べましょう。



食欲がない時は
おかずを優先させましょう。



肉・魚・卵などの
動物性たんぱく質を十分に。



**塩分は
ひかえめ**にしよう!



こまめに
水分補給を!



**楽しい共食の
機会**をつくろう!



日本食生活協会「生涯骨太クッキング」より抜粋

簡単レシピの紹介

サバの香味焼き

材料(4人分)

生サバ…………… 4切れ	スライスチーズ …… 4枚
塩・こしょう…… 各少々	パン粉…………… 10g
玉ねぎ…………… 1/2個	A { 粉チーズ………… 大さじ2
セロリ…………… 80g	パセリみじん切り… 大さじ1
オリーブオイル 大さじ1/2	クレソン…………… 適宜

エネルギー 311kcal たんぱく質 23.3g
脂質 20.6g カルシウム 202mg
食塩相当量 1.1g



作り方

- 1 生サバに塩・こしょうをふり下味をつける。
- 2 玉ねぎは繊維に直角に薄切り、セロリは斜め薄切りにし、合わせてオリーブオイルを加え混ぜ合わせる。
- 3 耐熱容器に②をしいて①を並べ、サバの上にスライスチーズをのせて混ぜ合わせたAを全体にのせる。
- 4 200℃のオーブンで20~25分焼く。皿に盛りつけ、クレソンを添える。

お祭りごっこ「みんなでお祭り楽しかったよ!」

7月17日(金)にお祭りごっこを行いました。年長・年中・年少組でグループをつくり、それぞれのグループで輪投げやくじ引きなど順番に回って遊びました。年長児が年中・年少児に、遊び方を優しく教える姿も見られみんなで楽しく参加することができました。



プール遊び 「泳ぐのは楽しいな!」

6月中旬からプール遊びを開始しました。初めは顔をつけるのが少し苦手だと言う子どもも、お友達が泳ぐ姿に刺激を受け自分も顔をつけてみようと思い挑戦しています。乳児部の子どもたちも、ワニ泳ぎができるようになったことが嬉しく何度も見せてくれました。プール遊びでできるようになったことの自信を、これからの生活に生かしてつなげていきたいです。



ずくずく なはりっ子

このコーナーでは、町の保健師が新生児訪問をする際に記事に掲載する写真の提供を保護者様に依頼し写真の提供をいただいています。



花井 椿ちゃん

令和2年1月23日生まれ
父：顕士郎 母：櫻子

♥
すくすく大きくなってね
ママ、パパより



小松 壘くん

令和2年3月16日生まれ
父：大地 母：あかり

♥
強くたくましく元気な
男の子に育ってね♡



中村 真彩ちゃん

令和2年4月13日生まれ
父：亮太 母：真紀子

♥
元気に大きくなってね！



畠中 丹稀ちゃん

令和2年4月30日生まれ
父：快 母：茜里

♥
すくすく元気に育ってね😊

こども園だより

歯科指導 「虫歯なんかにまけないぞ！」

8月19日(水)に歯科衛生士の吉村さんに来ていただいて、乳児部で歯科指導を行いました。歯ブラシが上手に使えるように、小さなボールを握って指先の力をつける練習をしました。

